

2027 年国際園芸博覧会共同出展協議会（大阪府・大阪市・堺市）
設置要綱

（目的）

第1条 2027 年国際園芸博覧会（以下「園芸博覧会」という。）において、「大阪府」「大阪市」「堺市」が屋外庭園を共同出展するにあたり、出展準備及び運営等を円滑に行うことを目的として、2027 年国際園芸博覧会共同出展協議会（大阪府・大阪市・堺市）（以下「協議会」という。）を設立する。

（所掌事務）

第2条 協議会は園芸博覧会への出展に際し、以下の事項について協議・確認する。

- (1)共同出展に関する事項
- (2)情報発信に関する事項
- (3)前2号に掲げるもののほか、円滑な出展・運営に関する事項

（構成員）

第3条 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、大阪府知事、大阪市長及び堺市長とする。

- 2 会長は大阪府知事とし、副会長は大阪市長及び堺市長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

（議事）

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 構成員は、協議事項の事務を処理するため、協議会に必要な組織を設けることができる。
- 3 構成員は、必要に応じて、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 協議会の会議は、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、構成員が必要と認めるときは、配布資料を公表しないことができる。

（プロジェクトチーム）

第5条 協議会は、具体的な取り組みを検討するため、協議会の下に、プロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームは、以下の(1)～(5)の事項について実施する。

(1)屋外庭園のデザイン公募に関する事項

(2)屋外庭園の基本設計に関する事項

(3)出展に伴う広報やイベントに関する事項

(4)公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会との連絡・調整に関する事項

(5)前4号に掲げるもののほか、円滑な出展・運営に関する事項

3 プロジェクトチームの構成員は、大阪府都市整備部公園課長、大阪市建設局公園緑化部長、堺市建設局公園緑地部長とする。

4 プロジェクトチームは、協議会の求めに応じて検討事項を報告する。

(事務局)

第6条 事務局は、大阪府都市整備部公園課、大阪市建設局公園緑化部調整課、堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課で構成する。

2 屋外庭園のデザイン公募に伴う庶務は、大阪府都市整備部公園課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、構成員が協議して別に定める。

2 本要綱の改廃については、協議会において協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。